

新型コロナウイルス感染症に関する 主な支援制度一覧

(令和2年7月17日現在)

市民の皆さん向け

対象	制度	支援内容	お問い合わせ
全ての方	特別定額給付金	本年4月27日時点で本市に住居登録のある方1人につき10万円を給付 申請期間 ~8月19日(水) (消印有効)	市特別定額給付金コールセンター ☎88-9800
休業した方	緊急小口資金(特例貸付)	原則10万円以内(特例措置20万円以内) 償還期間 2年以内、無利子、保証人不要	市社会福祉協議会 ☎23-3320
失業した方	総合支援資金(特例貸付)	単身は月15万円以内、2人以上の世帯は月20万円以内 償還期間 10年以内、無利子、保証人不要 貸与期間 原則3カ月以内	
住居費に困窮している方	住居確保給付金	世帯員数により家賃を給付	各地区保健福祉センター(※1)
休業手当を受け取っていない方	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により休業し、休業中の賃金の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者に対して支援金を給付	同支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276
感染した方	傷病手当金	国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者で、感染による休業などで無給・減額となった方に給付	国保年金課(国保) ☎22-7456(後期) ☎22-7466
生活が困難な方	生活保護制度	収入が最低生活費に満たない場合に適用 ※適用には細かな規定がありますので相談してください。	各地区保健福祉センター(※1)
経済的理由などで修学が困難な方	奨学資金	三次募集 募集期間 8月3日(月)~8月28日(金)	教育政策課 ☎22-7540
	学生支援緊急給付金	1人10万円、住民税非課税世帯の学生は20万円	在籍する大学など
	高等教育修学支援新制度	授業料・入学金の減免と給付型奨学金の支給 貸与型奨学金(無利子・有利子)	日本学生支援機構 ☎0570-666-301
	県立高等学校の授業料の減免	高等学校等就学支援金制度の対象とならない生徒を対象に授業料を減免	在籍している県立高等学校
妊婦の方	マスク配布	国の布マスクを1人当たり月2枚配布	子ども家庭課 ☎27-8563
子育て世帯	子育て世帯への臨時特別給付金	児童1人につき1万円(公務員以外の方には6月19日に振込済、公務員の方には申請後に給付)	
ひとり親世帯	(特別)児童扶養手当給付事業	(特別)児童扶養手当の届け出を、感染予防のため外出を控えたことにより遅れて提出した場合、弾力的に対応	
母子父子寡婦	ひとり親世帯臨時特別給付金	児童扶養手当受給世帯など第1子5万円、第2子以降1人につき3万円(条件により追加給付あり)	
支払いなどが困難な方	母子父子寡婦福祉資金貸付金	児童を扶養し、配偶者のいない方などに月額10万5,000円を限度として無利子で貸し付け	
	国民健康保険税の減免		国保年金課 ☎22-7429
	後期高齢者医療保険料の減免		国保年金課 ☎22-7466
	市税等の徴収猶予		税務課・各税務事務所(※2)
	介護保険の第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料の減免		介護保険課 ☎22-7616
	要介護認定有効期間の延長		介護保険課 ☎22-7475
	市営住宅使用料の減免	※県営住宅の減免などについては、いわき建設事務所(☎24-6109)にお問い合わせください。	市営住宅管理センター ☎38-3245、3417
	生活排水処理施設使用料等の支払い猶予		生活排水対策室経営企画課 ☎22-7519
	水道料金、下水道使用料等の支払い猶予		市水道料金お客様センター ☎22-9300
	国民年金保険料の免除および納付猶予(学生納付特例の申請も可)		平年金事務所 ☎23-5611

生活資金

子ども・子育て世帯など

減免・猶予・延長

新型コロナウイルス感染症に関する主な支援制度一覧

市民の皆さん向け

対象	制度	支援内容	お問い合わせ
猶予・延長	提出、更新などが必要だが、困難な方	転入・転居届の猶予	市民課 ☎22-7447
		更生医療の有効期間の延長	障がい福祉課 ☎22-7486
		障害支援区分の有効期間の延長	各地区保健福祉センター(※1)
		障害児福祉手当などの有期認定に係る診断書の提出期限の延長	
その他	テイクアウト利用者	いわきグルメ・デリバリー支援 市内飲食店の料理を購入し、タクシーの配送サービスを利用する場合、タクシー利用料金の一部を市が負担	おつかいプロジェクトコールセンター ☎29-6868
	住居から退去した方	県営住宅の一時提供 空き住戸を一時提供 使用期間 原則6カ月、単身入居可、収入要件無し	いわき建設事務所 ☎24-6109

※1 各地区保健福祉センター

平地区保健福祉センター	☎22-1163
小名浜地区保健福祉センター	☎54-2111
勿来・田人地区保健福祉センター	☎63-2111
常磐・遠野地区保健福祉センター	☎43-2111
内郷・好間・三和地区保健福祉センター	☎27-8690
四倉・久之浜大久地区保健福祉センター	☎32-2114
小川・川前地区保健福祉センター	☎83-1329

※2 税務課・各税務事務所

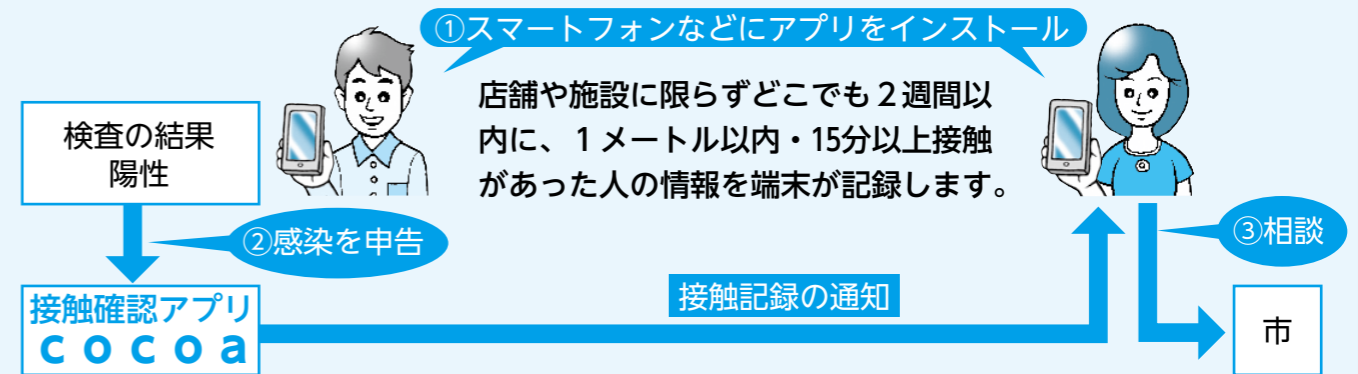
税務課	☎22-7423、7424
小名浜税務事務所	☎54-2111
勿来税務事務所	☎63-2111
常磐税務事務所	☎43-2111
内郷税務事務所	☎26-2111
四倉税務事務所	☎32-2113

※各種支援制度の詳細は、各問い合わせ先に確認してください。また「新型コロナウイルス感染症に関する支援制度パンフレット」はふるさと再生課(☎22-7437)または各支所に備えているほか、市ホームページで公開しています。同パンフレットには、各種相談窓口なども掲載しています。



国の接触確認アプリ「cocoa」

cocoaは陽性者と接触した可能性を知ることができるスマートフォンのアプリです。接触の可能性を知ることによって、より早く病院受診や検査などの具体的な相談ができます。



cocoaは、利用者の同意を前提に、スマートフォンの近距離無線機能(Bluetooth)を利用して、プライバシーを確保しながら新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受け取ることができます。

※市が運営する市あんしんコロナお知らせシステムの詳細は、広報いわき8月号の3ページに掲載しています。

新型コロナウイルス感染症
に関する主な支援制度一覧

新型コロナウイルス感染症
に関する主な支援制度一覧

事業者の皆さん向け

対象	制度	支援内容	お問い合わせ	
給付・助成	従業員に休んでもらった	雇用調整助成金(特例措置)	支払った休業等手当金などに対して最大で大企業は4分の3、中小企業は全額を助成(いずれも上限15,000円/日)	
	従業員に子どもがいる	小学校休業等対応助成金	小学校等の臨時休業などで有給休暇を取得した従業員に支払った賃金相当額を助成(上限15,000円/日)	
	個人で仕事し子どもがいる	小学校休業等対応支援金	小学校等の臨時休業などで休業した個人で、委託業務を行う保護者に1日当たり7,500円を支給	
	テナントを借りている	家賃支援給付金	月額賃料の3分の2の6カ月分を支給(上限は法人600万円、個人事業主300万円)	
固定費の低減	売上減少により市税などの支払いが困難である	市税などの徴収猶予	【特例】1年間市税などの徴収の猶予が可能(担保提供不要・延滞金無し) 【通常】1年以内に限り徴収の猶予が認められる場合がある ※国税は仙台国税局(☎022-204-5937)、県税はいわき地方振興局県税部(☎24-6030)にお問い合わせください。	
	売上が減少してしまった	固定資産税の軽減	中小企業者などが所有する償却資産・事業用家屋を対象として、本年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の売上高の対前年同期比減少率により、令和3年度課税分のみ軽減	
新たな挑戦を支援	ITツールを導入したい	IT導入補助金(特別枠)	ITツール導入による業務効率化などを支援するため30万円から450万円を交付	
		テレワーク等導入支援金	IT導入補助金(特別枠)の交付決定を受けた事業者に対し、経費の一部を補助(市の上限は50万円、国の上限は450万円)	
	販路を開拓したい	持続化補助金(特別枠)	販路開拓などの取り組みを支援するため、100万円を限度として補助金を交付	
		業態転換等支援金	持続化補助金(特別枠)の交付決定を受けた事業者に対し、経費の一部を補助(市の上限は25万円、国の上限は100万円)	
	設備投資をしたい	ものづくり・商業・サービス補助(特別枠)	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資などを支援するため、原則1,000万円を限度として補助金を交付	
	新規出店したい	店舗等新規出店支援金	市内の空き店舗などを利用して新規出店する小売・飲食サービス業者に対し改装費・賃料の一部を補助(改装費は上限150万円、賃料は上限5万円/月、最大30万円)	
	労働者が休みやすい環境を整備したい	母性健康管理措置による休暇取得支援助成金	休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を整備・周知し、取得させた事業主へ2,000万円を上限として支援	
		両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)	介護のための有給の休暇制度を設け、家族の介護を行う労働者が休みやすい環境を整備した中小企業事業主へ175万円を上限として支援	
				(一社)サービスデザイン推進協議会 ☎0570-666-424
				市緊急経済対策コールセンター ☎35-6200
			全国商工会連合会 ☎03-6670-3960 日本商工会議所 ☎03-6447-5485	
			市緊急経済対策コールセンター ☎35-6200	
			ものづくり補助金事務局 サポートセンター ☎050-8880-4053	
			商業労政課 ☎22-7476	
			福島労働局 雇用環境・均等室 企画調整・助成金係 ☎024-536-2777	

事業者の皆さん向け

対象	制度	支援内容	お問い合わせ
給付・助成	休業・営業自粛に協力した	拡大防止協力金・支援金	事業所を自己所有する場合は10万円、賃借の場合は20万円(2カ所以上は30万円)の協力金を交付、さらに5月7日から15日まで国が示した取り組みを行った事業者に10万円の支援金を交付
	売上げが減少した	拡大防止給付金	持続化給付金の交付を受けた事業者で拡大防止協力金の対象外の方に10万円を交付
	飲食業を営んでいる	プレミアム付き前払利用券	プレミアム付き前払利用券の発行に伴うプレミアム分を助成(個人事業主は20%分、法人事業主は10%分)
	売上げが半分以下になった	持続化給付金	法人は200万円、個人事業主は100万円を支給(昨年1年間の売上げからの減少分を上限)
中小企業・小規模事業者	特別貸付(日本政策金融公庫)	国民生活事業は8,000万円を限度として、中小企業事業は別枠で6億円を限度として貸し付け	日本政策金融公庫 【国民生活事業】いわき支店 ☎25-7251
	経営環境変化対応資金(日本政策金融公庫)	国民生活事業は4,800万円を限度として、中小企業事業は7億2,000万円を限度として貸し付け	【中小企業事業】福島支店 ☎024-522-9241
	特別保証制度等(福島県信用保証協会)	売上げなどの減少度合いにより利用できる制度が異なるため、市内の金融機関へ相談	福島県信用保証協会 いわき支店 ☎23-3570
中小企業者	特別資金(県緊急経済対策資金)	運転・設備資金をいずれも8,000万円を限度として貸し付け(併用時は8,000万円限度)、利率は固定で年1.5%以内、保証料率は年0.5%	県内の金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫)
	特別資金・実質無利子型(県緊急経済対策資金)	4,000万円を限度として貸し付け、利率は固定で年1.5%(要件を満たした場合は3年間無利子)、保証料率は0.85%(要件を満たした場合は保証料はゼロまたは2分の1)	
	特別資金(いわき市)	県の新型コロナウイルス対策特別資金・マル経融資を活用した事業者に対し補助、利子補給は3カ年で上限100万円、信用保証料補助は上限50万円	市内の金融機関(銀行、信用金庫、信用組合)
中堅企業・中小企業	特別貸付(商工組合中央金庫)	【中小企業向け】元高は20億円を限度、残高は6億円以内を限度として貸し付け 【中堅企業向け】貸付限度額無し	商工組合中央金庫 福島支店 ☎024-526-1201
小規模事業者	マル経融資(小規模事業者経営改善資金)	通常の融資額に加えて別枠1,000万円を限度として貸し付け、無担保、保証人不要	
生活衛生小規模事業者	生活衛生改善貸付		日本政策金融公庫 いわき支店 ☎25-7251
生活衛生関係事業者	衛生環境激変特別貸付	旅館業は別枠3,000万円、飲食店・喫茶店営業は別枠1,000万円を限度として貸し付け、返済は7年以内(うち据え置き期間は2年以内)	
	生活衛生関係営業特別貸付	6,000万円を限度として貸し付け、貸し付け後3年間は基準利率△0.9%、無担保	日本政策金融公庫 福島支店 ☎024-522-9241
福祉関係施設	独立行政法人福祉医療機構における融資	【新規貸し付け】償還期間は15年以内、当初5年間は6,000万円または1億円まで無利子 【既往貸し付け】当面6カ月間の元利金の支払いについて、返済猶予の相談可	福祉貸付専用相談フリーダイヤル ☎0120-343-862
			手元資金の確保
			貸し付け